

名古屋市緑政土木局 請負工事施行要綱

令和2年10月

名古屋市緑政土木局

名古屋市緑政土木局請負工事施行要綱 <目次>

名古屋市緑政土木局請負工事施行要綱

第 1 条	(趣 旨)	1
第 2 条	(定 義)	1
第 3 条	(監督員の設置と権限)	1
第 4 条	(監督員詰所)	2
第 5 条	(契 約 書)	2
第 6 条	(部 分 払)	2
第 7 条	(前 払 い)	2
第 8 条	(契約不適合責任)	2
第 9 条	(工事の施行決定)	2
第 10 条	(着 手 報 告)	3
第 11 条	(工 程 表)	3
第 12 条	(現場代理人等)	3
第 13 条	(工事関係者に関する措置要求)	3
第 14 条	(一括委任又は一括下請負の禁止等)	3
第 15 条	(工事の施行)	3
第 16 条	(権利義務の譲渡等の禁止)	4
第 17 条	(支 給 材 料)	4
第 18 条	(発 生 材 料)	4
第 19 条	(臨機の措置)	4
第 20 条	(事 故 報 告)	5
第 21 条	(中止、変更の手続)	5
第 22 条	(請負人の請求による工期の延長)	5
第 23 条	(第三者被害)	5
第 24 条	(部 分 使 用)	5
第 25 条	(部分引渡し)	5
第 26 条	(材料の品質、検査等)	5
第 27 条	(検査員の指定)	6
第 28 条	(完 了 檢 查)	6
第 28 条の 2	(単価契約の完了検査)	6
第 29 条	(出来高検査)	6
第 29 条の 2	(単価契約の出来高確認)	7
第 30 条	(中 間 檢 查)	7
第 31 条	(値 引 採 用)	7
第 32 条	(工事費の精算等)	7
附 則		8

請負工事施行要綱の別表

整備書類一覧表 (参考)	9
--------------	---

名古屋市緑政土木局請負工事施行要綱

(趣 旨)

第1条 緑政土木局所管の請負工事については、法令、条例及び規則に特別の定めがあるものを除くほか、この要綱の定めるところによる。

(定 義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 工 事 建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に定めるもので請負契約により施行するものをいう。
 - 二 請負人 緑政土木局所管の請負工事に関する契約の相手方をいう。
 - 三 監督員 名古屋市契約規則（昭和39年名古屋市規則第17号以下「契約規則」という。）第47条第1項の規定により市長が指定した職員をいう。
 - 四 検査員 契約規則第48条第1項の規定により市長が指定した職員をいう。
 - 五 検査立会職員 契約規則第49条第2項の規定により市長が指定した職員をいう。
 - 六 指 示 監督員が請負人に対し、工事の施工上必要な事項について書面をもって示し、実施させることをいう。
 - 七 承 諾 契約図書で明示した事項について、発注者若しくは監督員又は請負人が書面により同意することをいう。
 - 八 協 議 書面により契約図書の協議事項について、発注者と請負人が対等の立場で合議し、結論を得ることをいう。
- ※書面については、電子的情報（情報共有システム等）も含むこととする。
- 九 様 式 土木工事標準仕様書に定められているものとすることをいう。

(監督員の設置と権限)

第3条 工事の施行にあたっては、工事現場ごとに監督員として総括監督員、主任監督員及び担当監督員を置く。

- 2 前項で定める監督員は、それぞれ次の各号に定める権限を有するものとする。
 - 一 総括監督員は、上司（「職制上の上司をいう。」以下同じ。）の命を受け監督業務を総括し、主任監督員及び担当監督員の権限の行使について指揮監督するとともに、特に重要な事項については自ら請負人に対して監督員の権限を行使することができる。
 - 二 主任監督員は、担当監督員の権限の行使について指導・助言を行うとともに、担当監督員から報告を受けた事項については総括監督員に報告し、速やかにその措置を指示しなければならない。ただし、緊急の場合、その他、その必要がないと認めた場合は、自ら請負人に対して監督員の権限を行使することができる。
 - 三 担当監督員は、次に掲げる事項によるものとする。
 - ア 請負人に対し必要な指示、承諾又は協議等を行う。
 - イ 工事施行のための詳細図等を作成し、請負人に交付する。また、請負人が作成した図書を受理し、承諾する。
 - ウ 設計図書に基づく工程の管理、立会い、工事実施状況の検査又は工事材料の試験若

しくは検査（確認を含む。）を行う。

エ その他監督業務に必要な事項を処理する。

オ 上記アからエに掲げる事項を処理した場合は、主任監督員に報告するものとする。

ただし、処理する内容が軽易な事項であると認められる場合は、この限りではない。

3 工事現場が2以上の区（区の設置並びに区の事務所の位置、名称及び所管区域に関する条例（昭和33年名古屋市条例第21号）第1条に規定する区をいう。以下同じ。）にまたがる場合は、区の工事現場ごとに監督員を置くことができる。

4 監督員の指定は、緑政土木局検査員等指定規程（昭和57年4月1日制定）により行う。

（監督員詰所）

第4条 担当監督員が行う業務を処理するため、詰所又は分所（以下「詰所」という。）を置くことができる。

2 前項の規定により詰所を置こうとする場合は、そのつど決裁を経るものとする。

3 詰所の管理事務を処理するため、詰所に勤務する担当監督員のうち1人を詰所主任とする。

4 詰所主任は、上司の命を受けて詰所の管理を行う。

（契約書）

第5条 工事を施行する場合における契約書（契約約款を含む。以下同じ。）は、別に定める。

（部分払）

第6条 部分払を行う場合の、対象工事、回数等工事の設計に必要な事項は別に定める。

（単価契約の出来高払）

第6条の2 単価契約における出来高払を行う場合の、対象工事、回数等工事の設計に必要な事項は別に定める。

（前払金）

第7条 前払、中間前払を行う場合の、対象工事等工事の設計に必要な事項は別に定める。

（契約不適合責任）

第8条 工事における契約不適合責任の期間は、6月以上2年以下の期間で、必要と認める期間を設計のつど定めなければならない。ただし、契約の目的又は内容により必要がないと認めるときは、この限りではない。

（工事の施工決定）

第9条 工事を施行しようとするときは、工事の内容、施工の方法その他必要と認められる事項を記載した工事設計書（第1号様式）、図面及び仕様書その他関係書類をもって決裁を経なければならない。

2 前項に規定する工事設計書の作成にあたっては、予算、施工個所の状況、施工の時期その他必要な事項を十分検討し、当該工事の範囲を適正に定め、予測しがたい理由による場

合のほかは、工事の着手後に設計の追加、変更等の必要が生じないよう十分注意しなければならない。

(着手報告)

第10条 担当監督員は、請負人が提出した工事着手届（第2号様式）により工事に着手したことを報告するものとする。

(工程表)

第11条 請負人が工事工程表（第3号様式）を提出したときは、その内容について請負人と調整を行うものとする。

2 工事工程表は、工期が30日以下、又は請負金額が250万円以下の工事については、提出を省略させることができる。

3 第1項の工程表が提出された後、工事の一時中止をしたとき、工事内容の変更をした場合において工事の工程を変更したとき、又は工期の変更をしたときは、変更契約後14日以内に工事変更工程表（第4号様式）を提出させなければならない。

4 前項本文の場合においては、第1項の規定を適用する。

(現場代理人等)

第12条 請負人が、現場代理人等（現場代理人、主任技術者、監理技術者、監理技術者補佐又は専門技術者をいう。以下同じ。）をおいたときは、遅滞なく、現場代理人等届（第5号様式）を提出させなければならない。

2 現場代理人等を変更したときは、遅滞なく、現場代理人等変更届（第6号様式）を提出させなければならない。

(工事関係者に関する措置要求)

第13条 現場代理人等、下請負人その他工事に従事する者で、工事の施工又は管理につき著しく不適当と認めるものがあるときは、工事関係者に関する措置要求書（第7号様式）により必要な決裁を経て請負人に必要な措置をとるべきことを請求することができる。

(一括委任又は一括下請負の禁止等)

第14条 請負人には、その請け負った工事の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して第三者に委任し、又は請け負わさせてはならない。

2 請負人が、工事の一部を第三者に委任し又は請負わせようとするときは、あらかじめ、工事下請負届（第10号様式）を提出させなければならない。

(工事の施行)

第15条 工事は、図面、設計書、仕様書及び契約書その他第9条第1項の規定による関係書類に基づき施工させなければならない。

2 工事は、別に定める場合を除き請負人を工事現場に常駐させて施行させなければならない。

3 請負人は、工事を施工するために下請負契約を締結したときは、公共工事の入札及び契

約の適正化の促進に関する法律に従って記載した施工体制台帳（第39号様式）を作成し、工事現場に備えるとともに、監督員に提出しなければならない。

4 請負人は、前項に示す法律の定めに従って、各下請負者の施工の分担関係を表示した施工体系図（第40号様式）を作成し、工事現場の工事関係者及び公衆が見やすい場所に掲げなければならない。また、請負人は、施工体系図を監督員に提出しなければならない。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第16条 請負人には、あらかじめ承諾した場合を除き、契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保に供させてはならない。

（支給材料）

第17条 請負人に対して材料を支給し（以下「支給材料」という。）又は物件を使用させる（以下「貸与物件」という。）ときは、工事用材料出納簿（第11号様式）又は工事用貸与物件整理簿（第12号様式）に登載し、引渡さなければならない。

2 担当監督員は、前項の規定により支給材料又は貸与物件を引渡すときは、請負人立会のもとに、設計図書に定めた品名、数量、品質、規格又は性能、引渡し場所及び引渡し時期を確認して、引渡さなければならない。

3 担当監督員は、支給材料又は貸与物件を引渡したときは、引渡しの日から7日以内に、請負人より受領書又は借用書を提出させなければならない。

4 担当監督員は、請負人より、支給材料又は貸与物件の種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないこと（第2項の確認により発見することが困難であったものに限る。）があり使用に適当でないと認めたとの通知を受けた場合において、必要があると認められるときは、当該支給材料若しくは貸与物件に代えて他の支給材料又は貸与物件を引渡す等の処置をしなければならない。

5 請負人の故意又は過失により支給材料又は貸与物件が滅失若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、請負人に対し、市長が指定した期間内に、代品を納め、若しくは原状に復して返還させ、又は返還に代えて市長が認定した額の損害を賠償させなければならない。

（発生材料）

第18条 担当監督員は、工事の施工に伴い諸資材料が発生したときは、集積場所を指定して集積させ、その引渡しを受けなければならない。

（臨機の措置）

第19条 監督員は、請負人から災害の防止その他工事の施工上急迫の事情があると判断してとった措置について通知を受けたときは、意見を付して上司に報告しなければならない。

2 監督員は災害の防止その他工事の施行上緊急止むを得ず臨機の措置をとらせる必要があると認めたときは、上司に報告してその指示を受け、請負人にその措置をとることを指示することができる。ただし、急迫の事情がありその暇がないときは自らの判断で指示し、その旨を上司に報告しなければならない。

(事故報告)

第20条 監督員は、工事の施工に関して発生した事故について、上司に報告する必要があると認めるときは、請負人に事故発生報告書（第13号様式）を提出させなければならない。

(中止、変更の手続き)

第21条 工事の一時中止、工期の変更、又は工事の設計変更等をしようとするときは、中止又は変更を必要とする理由、変更の内容その他必要と認められる事項を記載した工事変更設計書（第14号様式）、工期延長調書（第15号様式）その他必要と認める書類を作成し、変更の決裁を得なければならない。

2 前項の場合において、急施を要するとき又は軽易なものであるときは、工事施行指示書取扱要領（昭和57年4月1日制定）に基づいて取扱うものとする。

(請負人の請求による工期の延長)

第22条 天災等の請負人の責に帰することができない理由による工期延長の申出は、工期延長願（第16号様式）により行うことができる。

(第三者被害)

第23条 工事の施工に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者の被害を及ぼした場合は、請負人がその損害を賠償し、その損害のうち市の責に帰すべき事由により生じたものについては、市が負担する。この手続きは、名古屋市緑政土木局第三者被害事務手続要領（昭和56年4月1日制定）に基づいて取扱うものとする。

(部分使用)

第24条 工事目的物の引渡し前においても、必要があると認めるときは、請負人の承諾を得て工事目的物の全部又は一部を使用することができる。

(部分引渡し)

第25条 工事の目的物について、設計図書において工事完成に先だって引渡しを受けるべきことを指定した部分（以下「指定部分」という。）がある場合において、当該部分の工事が完了したときは、第28条中「工事」とあるのを、「指定部分に係る工事」と読み替えて、これらの規定を準用する。

(材料の品質、検査等)

第26条 請負人が工事のために使用する材料の品質については、設計図書に定めるところによるが、使用する前に使用材料承諾願（第34号甲様式）を提出し、承諾（第34号乙様式）を得なければならない。

2 設計図書において検査（確認を含む。以下本条において同じ。）を受けて使用すべきものと指定された工事材料は、当該検査に合格したものを使用させなければならない。

3 請負人が工事のために使用する材料で、使用前に調合を必要とするものは、調合する際、調合する材料、調合の方法、調合後の材料について担当監督員が検査し合格したものでな

ければ使用させてはならない。

- 4 前項の検査は、見本検査によることが適當と認められるものについては、見本検査によることができる。
- 5 第2項及び第3項の検査に直接必要な費用は、請負人に負担させなければならない。

(検査員の指定)

第27条 検査員の指定については、緑政土木局検査員等指定規程（昭和57年4月1日制定）により行う。

(完了検査)

第28条 担当監督員は、請負人の提出した工事完了届（第17号様式）により工事が完了したことを報告するものとする。

- 2 検査員は、工事完了届を受理した日から14日以内に期日を定めて検査を行い、工事の完成を確認しなければならない。
- 3 検査員は、検査立会職員の立会を求めて検査しなければならない。
- 4 検査員は、図面、設計書、仕様書及び契約書その他関係書類に基づいて、工事の実施状況、出来形、出来高及び品質等を検査しなければならない。
- 5 検査員は、検査が終了したときは、検査調書（第18号様式）を作成しなければならない。
- 6 担当監督員は、検査員の検査により、工事の完了を確認したときは、請負人に対し工事完了確認通知書（第19号様式）を交付しなければならない。
- 7 検査員は、検査により、工事の不合格を確認したときは、請負人に対し検査結果通知書（第20号様式）を交付し、完全履行を要求しなければならない。
- 8 前項の規定により、請負人が完全履行をした場合にあっては、第1項から第7項までの規定を適用する。

(単価契約の完了検査)

第28条の2 担当監督員は、請負人に対し、指示した工事ごとに別に定める完了届を提出させ、工事が完了していることを報告するものとする。

- 2 検査員は、前項の完了届を受理した日から14日以内に期日を定めて検査を行い、指示した工事の完成を確認しなければならない。この場合において、前条第4項の規定は、指示ごとに行う工事の検査に準用する。
- 3 履行期間中に指示したすべての工事が完了したときの完了検査については、前条の規定を準用する。この場合において、「工事完了届（第17号様式）」とあるのは「工事完了届（第17号様式の2）」と読み替えるものとする。

(出来高検査)

第29条 第6条に定める対象工事について、部分払をしようとするときは、請負人が提出した出来高調書（第21号様式）により出来高を確認し、出来高支払調書（第22号様式）を作成しなければならない。

- 2 出来高検査には、第28条の規定を準用する。この場合において、「工事完了届」とあるのは「出来高調書」と、「工事の完成」とあるのは「出来高」と、「工事完了確認通知書」

とあるのは「工事出来高確認通知書（第23号様式）」と、「検査結果通知書」とあるのは「出来高検査結果通知書（第24号様式）」と、それぞれ読み替えるものとする。

（単価契約の出来高確認）

第29条の2 第6条の2に定める対象工事について、出来高払をしようとするときは、請負人が提出した工事出来高届（第17号様式の3）により出来高を確認し、出来高支払調書（第22号様式）を作成しなければならない。

（中間検査）

第30条 市長において必要があるときは、請負人に対し、検査の目的、内容及び期日を示して当該工事について中間検査をすることができる。

- 2 前項のほか、別途定める中間検査実施基準により、対象となる工事について中間検査を実施する。
- 3 前2項の規定により、中間検査を実施した場合に、検査員は、請負人に対して工事中間確認通知書（第25号様式）及び中間検査結果報告書（第26号様式）を交付しなければならない。
- 4 検査員は、検査の結果工事の施工が不適当であると認めるときは、工事の施工について必要な指示をしなければならない。

（値引採用）

第31条 第28条第7項の規定により請負人に完全履行を要求する場合において、当該不備が僅少であり、かつ、使用上支障がないと認めるときは、相当の値引きのうえ、これを採用することができる。

- 2 前項の場合には、担当監督員が所属する課、室又は公所の長（東山総合公園にあっては、管理課、再生整備課、動物園又は植物園の長。以下、監督課室公所長という。）は、工事目的物を維持管理する課、室又は公所の長（東山総合公園にあっては、管理課、又は植物園の長。）の承認を経て、検査員の意見をきかなければならない。
- 3 前項の場合においては、監督課室公所長は、技術指導課長を通じて検査員の意見を聴取しなければならない。この場合においては、技術指導課長は、その結果を監督課室公所長へ報告するものとする。
- 4 第2項及び前項の事務を行うにあたっては、文書での決裁を経なければならない。
- 5 この条に規定する事務を行うにあたって必要な事項は、別に定める。

（工事費の精算等）

第32条 工事の完成の確認があったときは、工事精算書（第27号様式）及び工事完成図等を、工事目的物を維持管理する所属へ引継がなければならない。ただし、軽易な工事については、工事完成図を省略することができる。

附 則

この要綱は昭和 56 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は昭和 61 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は平成 12 年 4 月 1 日局再編により土木局及び農政緑地局を緑政土木局と読み替える

附 則

この要綱は平成 13 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は平成 17 年 1 月 7 日から施行する。

附 則

この要綱は平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は平成 27 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は平成 28 年 2 月 4 日から施行する。

附 則

この要綱は平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は令和 2 年 10 月 1 日から施行する。

別表1

整備書類(データ)一覧表 (参考)

監督員作成書類 (データ)	請負工事 施行要綱 様式番号	請負人提出書類 (データ)	請負工事 施行要綱 様式番号
測量依頼書(道路・河川・公共用地)		工事着手届	第2号様式
測量依頼書(公園)		建設業退職金共済掛金収納書	
測量標等確認依頼書		法定外労災補償制度への加入証書	
測量標等保全通知書		工事工程表(工事変更工程表)	第3・4号様式
測量標等保全完了届書(引照)		現場代理人等届(現場代理人)	第5・6号様式
		同上(主任技術者又は監理技術者)	第5・6号様式
意見聴取(道路法第95条の2)		CORINSの確認書(着手・変更・完了)	
警察協議書(道路交通法第80条)		工事下請負届	第10号様式
消防署届出(火災予防条例69条)			
通知書(建設リサイクル法)		特定建設作業実施届書(写)(延期届)	
支障物件調査、移設依頼 上下水道		PR文書「工事のお知らせ」	
同 上 NTT		工事施工記録写真撮影計画書(変更)	
同 上 中電		施工計画書(変更)	第37・38号様式
同 上 ガス		休日夜間作業届	第36号様式
		段階確認書	第45号様式
建設発生土情報調書(建設発生土工事間流用)		請求・通知・協議・報告・承諾・書	第33号様式
埋蔵文化財の調査		使用材料承諾願	第34号様式
工事現場における施工体制の把握表		打合せ記録簿	第35号様式
監督記録簿	第30号様式	施工体制台帳・施工体系図	第39・40号様式
催告・請求・通知・協議・承諾・書	第32号様式	工事完了届、請求書類一式	第17号様式
使用材料承諾書	第34号様式	出来形管理表・出来形管理図	
打合せ記録簿	第35号様式	品質管理結果(試験結果等)	
工事用材料出納簿	第11号様式	テストハンマーによる強度推定調査票	
工事用貸与物件整理簿	第12号様式	コンクリートのひび割れ調査票	
		工事施工記録写真	
検査依頼書(検査員指定通知書)		工事記録簿	第31号様式
工事施工成績評定(入力)		竣工図(出来形図)	
検査調書	第18号様式	植樹保険加入付保証明書	
工事完了確認通知書	第19号様式	電気工作物の調査済証	
測量標等保全完了届書(復元等)		再生資源利用実施書	
区域標復元依頼書		再生資源利用促進実施書	
工事精算書	第27号様式	公共工事におけるグリーン購入ガイドラインに基づく使用実績表	
台帳補正資料		管理台帳作成(橋梁・標識・街路灯等)	
		建設廃棄物処理委託契約書(写)	
		建設廃棄物処理受託者の許可証(写)	
		マニフェスト(検査時持参)	
		社内検査報告書	
		管理引継書資料	

注 上記の整備書類一覧表を参考にして必要な書類を作成すること。